

発川福祉字第228号  
平成27年 8月10日

富嶺県内医療機関 御中

川南町長 日高 昭彦  
(公印省略)

子どもの医療費助成制度の自己負担額等について (通知)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先日お知らせしました標記の件について、いくつかの医療機関からお問合せをいただきましたので、下記のとおり補足します。

御多用中お手数をお掛けしますが、制度の円滑な運用に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 医療機関等での自己負担額について

(1) 小学校就学前まで (乳幼児医療受給資格証を持つ子ども)

従前どおり、月の初回の受診で負担金が300円に達しなかった場合でも、2回目以降は負担していただく必要はありません。

(2) 小学生から高校生等まで (子ども医療費受給資格証を持つ子ども)

月の初回の受診で負担金が1,000円に達しなかった場合、2回目以降も、月の負担金の合計額が1,000円に達するまで差額を負担していただきます。

<例>

初回負担金・・・850円 — 全額自己負担

2回目負担金・・・600円 — 150円自己負担、残額450円は助成

2 4月1日生まれの子どもの取扱いについて

4月1日生まれの子どもは、前日の3月31日に加齢します。よって、乳幼児医療費受給資格証を交付する「6歳に達する日以後の最初の3月31日まで」の子どもは、小学校就学前までの子どもとなり、子ども医療費受給資格証を交付する「(6歳に達する日以後最初の4月1日から)18歳に達する日以後最初の3月31日まで」の子どもは、高校を卒業するまでの子どもとなります(高校に行っていない場合も、同様の取扱いです。)。

(文書取扱い)

川南町福祉課 子ども支援係 中村  
TEL: 0983-27-8007  
FAX: 0983-27-1767